

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第173号

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第27条中「環境局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(環境局環境企画部環境管理課)